

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

夫は厚生年金保険に加入していたが、義父の勧めもあって、私は国民年金に任意加入した。申立期間当時の国民年金保険料は、口座振替で納付しており、預金通帳にも振替の記録がある。また、毎年、確定申告しており、申立期間の確定申告書(控)にも納付した保険料が記載してあることから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和39年3月に国民年金に任意加入しており、申立期間の前後において、申立人の住所や生活状況に変化は認められないことを踏まえると、申立期間の3か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は毎年、確定申告の際には社会保険料控除として国民年金保険料額を申告していたと述べており、申立人から提出された昭和48年分の確定申告書(控)に記載されている国民年金保険料の支払額は、当時の保険料額と一致していることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は信憑^{びよう}性が高いと考えられ、その内容に不自然さは見られない。

加えて、申立人が所持している預金通帳には、申立期間の直後の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料の振替日である同年11月30日に2回、国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるが、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳にも当該保険料が還付された記録は見当たらないことから申立期間の保険料も同年11月に一緒に振替されたと考える方が自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年2月まで
私が、昭和62年12月に会社を退職した時、次の就職先が決まっていなかったため、妻が、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻の保険料と一緒に銀行で納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、国民健康保険と一緒に加入手続したと述べており、申立期間当時、申立人が居住するA市では、国民年金と国民健康保険の加入手続は複写式の申請書が使用されていたことが確認できたことから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間以前についても、申立人の厚生年金保険と国民年金の切替手続が適切に行われ、保険料をすべて納付したことが確認でき、申立人の妻の年金制度に対する理解と保険料の納付意識は高かったと考えられ、申立期間の保険料についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月26日から同年9月26日まで

A社に平成16年9月25日まで勤務していたのに、ねんきん特別便の記録を見たら、同年8月26日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失している。同社に問い合わせたところ、私の退職日は同年9月25日であり、社会保険事務所には日付を間違えて届出をしまい申し訳ない旨の返事をもらった。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成16年9月の給与明細書及び平成16年度給与台帳の9月分欄において、翌月控除となっている同年8月分の保険料が控除されていること、雇用保険の記録及び退職証明書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における平成16年7月の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の妻は、A社において平成16年9月26日に資格喪失させるべきところ、同年8月26日に誤って資格喪失届を提出したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険

料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成7年8月から9年8月までの期間に係る標準報酬月額記録については24万円、同年9月から11年3月までの期間については22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月9日から平成7年7月31日まで
② 平成7年8月1日から13年7月20日まで

昭和42年からA社に正社員として勤務した。45年2月に厚生年金保険の適用事業所となり私の勤務形態と同様の者3人が厚生年金保険に加入していたので、同年2月9日から平成7年7月31日までの期間を厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

また、平成7年8月1日から13年7月20日に退社するまでの期間については、給料が30万円以上あったが、標準報酬月額が16万円ないし17万円とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年8月から同年11月までの期間、8年2月、同年9月及び9年6月については24万円、同年10月から10年11月までの期

間、11年2月及び同年3月については22万円とすることが妥当である。

また、平成7年8月から11年3月までの期間において提出のあった給与明細書の保険料控除額は、保険料率や給与額の変更があっても見直した形跡はうかがえず、事業主の妻が、「いつまで行っていたかは覚えていないが、厚生年金保険料及び健康保険料は、一律2万9,500円を控除していた」と証言していることから、当該期間の給与明細書が無い月においても前後の期間と同額の保険料控除がなされていたものと認められ、当該控除額から標準報酬月額を平成7年12月及び8年1月、同年3月から同年8月までの期間、同年10月から9年5月までの期間、同年7月及び同年8月については24万円、同年9月、10年12月及び11年1月については22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成7年8月から同年11月までの期間、8年2月、同年9月及び9年6月、同年10月から10年11月までの期間、11年2月及び同年3月について、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該期間について事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年4月から13年6月までの期間については、申立人が提出した12年12月の給与明細書によれば、「社会保険料控除額53,307円詳細は別紙」の記載があるが、申立人が「別紙」に該当するのではないかと提出した資料では社会保険料控除額の内訳が解明できず、厚生年金保険料の控除額が確認できない。なお、仮に社会保険料控除額がすべて厚生年金保険料に該当したとしても記録訂正及び保険給付は給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えて行われることは無い。また、11年4月から12年11月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間については給与明細書が無く、給与支給額及び保険料控除額の確認ができず、このほか、申立てに係る事実を確認することができないことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①について、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（副本）」では、社会保険事務所の受付が平成7年8月1日、申立人の資格取得年月日が同年8月1日であることが確認できるほか、厚生年金保険記号番号欄は申立人が所持している年金手帳に記載されている記号番号が記載され、同手帳には、初めて上記被保険者になった日が「平成7年8月1日」と押印されている。

また、事業主照会において、事業主は、「申立人は日雇労働者であったため

厚生年金保険料の控除は無かった」と回答しており、同時に提出された健康保険日雇特例被保険者手帳交付申請書写しの「初めて日雇特例被保険者となった年月日」欄には「昭和45年2月11日」と記入されていることから、申立期間①については日雇労働者であったと推認できる。

なお、申立人は昭和41年12月31日から国民年金に加入しており、49年10月から平成4年3月までの期間及び同年5月から7年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から12年1月21日まで

私が、交通事故で入院中の事業主（夫）の代理で社会保険事務所へ全喪届を提出に行った際に、同所の職員が、滞納している社会保険料を調整するため届出を作成し、一方的に標準報酬月額訂正の届出に印を押させられたので、訂正前の標準報酬月額に修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成12年1月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は当初26万円と記録されていたが、同年1月26日付けで標準報酬月額の記録が26万円から9万2,000円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険事務所で保管している当該事業所の滞納処分票の事蹟欄には、「12.1.27妻（申立人）出頭。全喪届（12.1.21付）及び月額変更届（11年7月分）受理す」との記載があるものの、代表取締役であった配偶者が平成12年1月18日から同年2月21日まで交通事故により入院しており、申立人は代理で社会保険事務所へ出向いた際、「社会保険事務所の職員から一方的に届出書類に印を押させられた」と主張しているほか、当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者で取締役の役員となっている者は事業主以外存在しなかったことから、やむを得ず申立人が全喪届等の関係書類を提出した事情がうかがえる。

さらに、申立人は、当該事業所が法人事業所として営業していた期間において、取締役等に就任していた事実も無いことから、標準報酬月額の減額処理に

ついて権限を有していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する訂正処理が行われたものと認められ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である 26 万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における申立期間に係る資格喪失日（昭和29年10月1日）及び資格取得日（昭和30年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から30年7月1日まで
昭和27年5月にC県D区のA社に就職し、29年3月にE県F町（現在は、G市）にある同社B工場へ転勤し、34年1月に退職するまで、一度も辞めたことは無い。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社B工場に勤務していた業務内容及び勤務形態の同質性が高い同僚による「申立人は途中で退職したことが無く、同じ勤務内容で継続勤務していた」との証言及び申立期間から厚生年金保険の加入記録がある同僚の「入社した時、申立人は勤務していた」との証言が得られることから、申立人は、申立期間において継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立事業所においては、申立人以外に厚生年金保険被保険者期間に空白がある者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにも

かかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 10 月から 30 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月から46年9月までは7万6,000円、同年10月から47年4月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から47年5月1日まで

学校卒業後の昭和34年4月からA社に大工として就職した。43年12月に同僚の大工と一緒に辞め、別事業所で働いたが、45年2月にA社に戻った。共に行動していた同僚と入社を誘った大工の知人は同年2月1日から厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に再入社し勤務していたことは、当該事業所における再入社日前の厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と同日である同僚及び申立人に誘われ入社した同僚の証言から推認できる。

また、いずれの同僚も申立人と一緒に働き始め、業務内容、勤務形態は同じであったと証言している上、これら同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも昭和45年2月1日であることが確認できる。

さらに、当該事業所照会では、社屋建て替え時に古い書類を廃棄したため、当時の資料は無いが、当時の事業主の妻は、「私が、別事業所で働いていた二人を迎えに行き再入社させ、申立人は初めから当社で育てたかわいい弟子であり、厚生年金保険への加入を区別するはずがない」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同僚及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和45年2月から46年9月までは7万6,000円、同年10月から47年4月までは8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの資格取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和47年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年2月から47年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から41年3月まで
A市役所から、今なら特例で、会社を退職した時までさかのぼって納付することができる旨の通知があり、市役所内のB銀行で納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月ごろに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳も同月に発行されているが、この国民年金手帳を見ると、申立人が国民年金被保険者の資格を取得したのは41年4月となっていることから、申立期間に係る納付勧奨があったとは考え難いほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料額は、少し多めに持参し、3万5,000円から4万円程度であったと述べており、申立期間について、昭和45年当時実施していた第1回特例納付^{かいり}で納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料額と乖離する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から61年3月まで
20歳になった昭和58年11月当時、母親が20歳になったから、年金を納めると話をしていた。両親は共に納付済みであり、母親が私の保険料を納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和58年11月当時、申立人の母親が国民年金の加入手続をし、その後納付をしているはずと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年10月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は高齢により、証言を得ることができないため、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 4 月まで
ねんきん特別便が届くまで、未納期間があることを知らなかった。平成 14 年ごろ、社会保険事務所で個別の年金相談があり、問題無く納められているとのことで、未納の話は全く無かった。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、平成 14 年ごろ、社会保険事務所で個別の年金相談があり、問題無く納められているとのことで、未納の話は全く無かったと主張しているが、社会保険庁の記録によると、同年 7 月 16 日に申立期間に係る記録の訂正が行われていることが確認でき、申立期間当時、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていなかったものと考えられる。

さらに、前述の記録訂正がされるまでは未加入期間で保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 16 日から 39 年 10 月 12 日まで
昭和 36 年 1 月から 43 年 7 月まで A 社に勤務した。同社は営業を全国展開し、B 県、C 県、D 県、E 県などへ出掛けていたが、同一の事業所から給与をもらっていた。申立期間も辞めたことは無く申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、複数の同僚から、申立人は、A 社を一度辞めて F 県で仕事をしていたが、その後、G 市に戻った旨の証言があること、申立人の転居記録を確認したところ、昭和 38 年 9 月から F 県 H 区に住所を移転し、39 年 12 月に G 市に戻っていること、及び申立事業所は F 県に営業所を置いていないとする同僚の証言があることから、申立期間においては、申立人は同社を退職し F 県にいたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に、申立人は昭和 37 年 1 月 16 日に被保険者の資格を喪失している記載があり、併せて健康保険証を返納していることをうかがわせる「被証返納 37. 1. 18」の押印が残されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿は連番になっており、欠番が無い。

さらに、申立人が記憶している当時の同僚は、連絡先不明又は申立期間前に退職しており、その他の同僚からも F 県に転居する昭和 38 年 9 月以前の勤務について証言を得ることができなかった。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法務局においても商業登記簿謄本を確認することができず、事業主の連絡先も不明であることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 17 日から同年 4 月 1 日まで

私はA病院で看護助手として、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 3 月まで勤務し、給料明細書を全期間持っている。すべての期間厚生年金保険料が控除されているので、同年 3 月まで厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、厚生年金保険料は当月控除を行っていたと証言しているところ、申立人から提出されたA病院の給料支払明細書により、申立人は、同病院に就職した昭和 61 年 4 月から、退職した平成 2 年 3 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人には当該病院における離職日について正確な記憶は無く、同僚の証言によれば申立人の離職日は、平成 2 年 3 月 15 日ごろであったとしており、このことは、雇用保険の記録からも確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から当該病院における申立人の資格喪失届の処理日及び健康保険被保険者証の返納日が、平成 2 年 3 月 26 日と確認できることから、申立期間における勤務実態について推認することができない。

一方、厚生年金保険法では、同法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人が使用されなくなった日の翌日が属する月である平成 2 年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 25 日まで
A社に昭和42年8月に入社して43年7月まで勤めていたことは間違い
ない。当該事業所で知り合い結婚した妻は同年1月10日から同年10月16日
まで当該事業所での厚生年金保険加入記録があるため、申立期間について、
厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が記憶していたA社に当時勤務していた複数の同僚の証言
から、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたこ
とは推認できる。

しかし、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、
解散時の役員等も消息不明であり、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除
について確認することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所に申立人の氏名は無く、
整理番号に欠番が無いほか、雇用保険の加入記録を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除され
ていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申
立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料
及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 12 年 1 月 21 日まで
妻が全喪届を提出に行った際に、社会保険事務所の職員が滞納している社会保険料を調整するため届出を作成し、一方的に標準報酬月額訂正の届出に印を押させられたので、訂正前の標準報酬月額に修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によると、平成 12 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同年 1 月 26 日付けで申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、平成 12 年 1 月 18 日から同年 2 月 21 日まで交通事故によりB病院に入院している間に2回の不渡りを出し倒産したため、妻が社会保険事務所へ手続に出向いたところ、「社会保険事務所の職員から一方的に届出書類に印を押させられた」と主張しているが、社会保険事務所が保管する滞納処分票の事蹟欄には、「妻、出頭。全喪届（12. 1. 21 付）及び月額変更届（11 年 7 月分）を受理す」と記載されているほか、申立人は関係届の事業主控えを所持しており、代表取締役である申立人が関与せずに当該全喪届に係る処理及び月額変更処理が行われたとは考え難いことから、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに標準報酬月額の減額処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年9月1日まで
昭和40年4月1日から49年11月30日までA社に勤務した。社会保険庁の厚生年金保険の加入期間は41年9月1日からとなっており、17か月不足している。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間に係る正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除について有効な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間について雇用保険の加入記録を確認することができないほか、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年12月21日まで配偶者のB健康保険（現在は、C健康保険）の被扶養者の認定を受けていることから、当該健康保険及び厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月21日から41年8月18日まで
昭和40年12月21日から49年11月30日までA社の専務取締役として勤務した。社会保険庁の厚生年金保険の加入期間は41年8月18日からとなっており、8か月不足している。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間に係る正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除について有効な証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所は現存しておらず、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「専務取締役としてA社に入社した」と供述しているところ、商業登記簿謄本によると、申立人が当該事業所の役員に就任したのは昭和41年であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日とおおむね時期が一致している。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。